

「中国地方国際物流戦略チーム」設置要綱

第1条(名称)

本会は、「中国地方国際物流戦略チーム」(以下「同チーム」という。)という。

第2条(目的)

中国・ASEAN等が生産拠点・販売拠点として急成長し、国内企業が調達・製造・販売拠点をアジアにシフトするなかで、わが国の経済活動を支える国際物流と国内の陸・海・空の各輸送モードが有機的に結びついた迅速、低廉でシームレスな物流ネットワークを構築すべく、関係機関相互の密接な連携により、地域の実情に応じた国際物流のボトルネックの解消と、効率的な新しい物流システムの構築をめざすものとする。

第3条(組織)

同チームは、物流関係団体、経済団体並びに関係行政機関等(以下「委員」という。)をもって構成する。

第4条(協議事項)

同チームでは、地域における実状を踏まえ次の事項について、協議を行う。

- (1) 国際物流拠点港湾・空港における物流の効率化
- (2) 国内外の物流ネットワークの整備と支援
- (3) 国際物流におけるロジスティクス機能の整備
- (4) アジア域内をはじめとする国際物流の新たな動向の把握と対応
- (5) 国際物流に係る環境問題、テロ、災害等への対応

第5条(本部長)

同チームに、本部長を置き、委員の互選により選任する。

2. 本部長は、議事その他の会務を総括する。
3. 本部長に事故ある時は、本部長が予め指名した委員がその職務を代行する。

第6条(会議)

同チームの開催は、必要に応じて本部長が招集する。

2. 本部長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第7条(部会)

同チームには、部会を置くことができる。部会は第4条(協議事項)を専門的に調査検討するものとする。

第8条(事務局の業務)

同チームの事務局の業務は、中国経済連合会及び中国地方整備局(港湾空港部)、中国運輸局が共同して行う。

第9条(雑則)

この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要事項は、その都度協議し決定する。

(付 則)

この要綱は、平成18年8月2日から施行する。

中国地方国際物流戦略チームの概要

設置目的

- 中国・ASEAN等が生産拠点・販売拠点として急成長し、国内企業が調達・製造・販売拠点をアジアにシフト
- 我が国の経済活動を支える国際物流と国内の陸・海・空の各輸送モードが有機的に結びついた迅速、低廉でシームレスな物流ネットワークの構築が必要
- 関係機関相互の密接な連携により、地域の実情に応じた国際物流のボトルネックの解消と、効率的な新しい物流システムの構築を目指すため、『中国地方国際物流戦略チーム』を2006年(平成18年)8月設置

組織

中国地方国際物流戦略チーム（本会議）委員名簿

	所 属 及 び 役 職
経済団体等	一般社団法人 中国経済連合会 会長 (本部長)
	中国地方商工会議所連合会 会頭
有識者	岡山大学大学院 社会文化科学研究科 教授
	島根県立大学 総合政策学部 教授
	広島大学大学院 工学研究科 准教授
物流関係団体等	中国地方海運組合連合会 会長
	中国地方港運協会 会長
	神戸通関業会 理事長
	門司通関業会 会長
	中国トラック協会 会長
	中国地方倉庫協会連合会 会長
	中国冷蔵倉庫協議会 会長
	広島国際航空貨物運送協会 会長
	日本貨物鉄道株式会社 関西支社 広島支店長
	鳥取県知事
島根県知事	
岡山県知事	
広島県知事	
山口県知事	
呉市長	
境港管理組合 管理者	

	所 属 及 び 役 職
地方支分部局等	総務省 中国総合通信局長
	法務省 広島入国管理局長
	財務省 神戸税関長
	財務省 門司税関長
	厚生労働省 広島検疫所長
	厚生労働省 神戸検疫所長
	厚生労働省 福岡検疫所 門司検疫所支所長
	農林水産省 神戸植物防疫所長
	農林水産省 動物検疫所 神戸支所長
	経済産業省 中国経済産業局長
	国土交通省 中国地方整備局長
	国土交通省 中国地方整備局 副局長
	国土交通省 中国運輸局長
	国土交通省 大阪航空局長
	海上保安庁 第六管区海上保安本部長
	海上保安庁 第七管区海上保安本部長
	海上保安庁 第八管区海上保安本部長
株式会社日本政策投資銀行 中国支店長	

